

# 令和5年度 町民税・県民税申告書の手引き(所得控除)

## 3～4 所得控除(所得から差し引かれる金額)について

社会保険料控除	前年中に本人又は本人と生計を一にする配偶者やその他の親族のために社会保険料(国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、厚生年金保険料等)を支払った場合。 【控除額】支払った金額						
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済掛金(旧第2種共済掛金を除く)、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金若しくは個人型年金加入者掛金又は心身障害者扶養共済掛金を支払った場合。 【控除額】支払った金額						
生命保険料控除 (一般生命保険料) (個人年金保険料) (介護医療保険料)	旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)		新契約(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)				
	支払保険料	控除額	支払保険料	控除額			
	15,000円以下	支払保険料の全額	12,000円以下	支払保険料の全額			
	15,000円超 40,000円以下	支払保険料の1/2+7,500円	12,000円超 32,000円以下	支払保険料の1/2+6,000円			
	40,000円超 70,000円以下	支払保険料の1/4+17,500円	32,000円超 56,000円以下	支払保険料の1/4+14,000円			
	70,000円超	35,000円	56,000円超	28,000円			
【控除額】それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額7万円) 新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額2万8千円)							
地震保険料控除	地震保険料支払額	控除額	旧長期損害保険料支払額	控除額			
	50,000円以下	支払保険料の1/2	5,000円以下	支払保険料の全額			
	50,000円超	25,000円	5,000円超 15,000円以上	支払保険料の1/2+2,500円			
			15,000円超	10,000円			
※長期損害保険契約とは、平成18年12月31日までに締結した契約のうち、満期払戻金等のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上のもの。 【控除額】それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額2万5千円)							
寡婦控除 ひとり親控除	○寡婦	合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない方で、次のいずれかに該当する場合(ひとり親に該当する方を除く)。【控除額】26万円 ①夫と離婚した後再婚しておらず、合計所得金額が48万円以下の扶養親族(他の者の同一生計配偶者や扶養親族とされない者に限る)を有する場合 ②夫と死別した後再婚していない又は夫が生死不明の場合					
	○ひとり親	現に婚姻をしていない又は配偶者が生死不明などの方で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がおらず、合計所得金額が48万円以下の生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者や扶養親族とされない者に限る)があり、かつ、合計所得金額が500万円以下の場合。【控除額】30万円					
勤労学生控除	本人が学生又は生徒で前年中の合計所得が75万円以下であり、自己の勤労によらない所得が10万円以下である場合。 【控除額】26万円						
障害者控除	本人又は同一生計配偶者や扶養親族が(特別)障害者である場合。 【控除額】障害者・・・26万円 特別障害者・・・30万円 同居特別障害者・・・53万円						
配偶者控除 配偶者特別控除	○配偶者控除	本人と生計を一にする配偶者(他の人の扶養親族とされる方、青色専従者、白色専従者を除く)の合計所得金額が48万円以下の場合、本人の合計所得によって、下記表にあてはまる控除が受けられます。昭和28年1月1日以前に生まれた方は老人控除対象配偶者となります。					
	○配偶者特別控除	本人と生計を一にする配偶者(青色専従者、白色専従者を除く)の合計所得金額が48万円超133万円以下で、本人の合計所得金額が1,000万円以下の場合、本人及び配偶者の合計所得金額に応じて、下記表にあてはまる控除が受けられます。					
	配偶者の合計所得	48万円以下 (控除対象配偶者)	配偶者 控除	合 計 所 得			
				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
		老人控除対象配偶者			33万円	22万円	11万円
					38万円	26万円	13万円
			48万円超 100万円以下	配偶者 特別 控除	33万円	22万円	11万円
			100万円超 105万円以下		31万円	21万円	11万円
			105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円
			110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下			16万円		11万円	6万円	
120万円超 125万円以下			11万円		8万円	4万円	
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円				
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円				
133万円超		0円	0円	0円			

### 3～4 所得控除(所得から差し引かれる金額)について 表の続き

扶 養 控 除	本人と生計を一にする親族(配偶者、他の人の扶養親族とされる方、青色専従者、白色専従者を除く)で前年中の合計所得金額が48万円以下の場合。 ※16歳未満(平成19年1月2日以後に生まれた方)の扶養親族については、扶養控除の適用はありませんが、町民税・県民税非課税基準の算定等に必要ですので、指定欄に記載をお願いします。			
	区 分	年 齢		
	一般扶養控除	16歳以上19歳未満(平成16年1月2日から平成19年1月1日生まれ) 23歳以上70歳未満(昭和28年1月2日から平成12年1月1日生まれ)		
	特定扶養控除	19歳以上23歳未満(平成12年1月2日から平成16年1月1日生まれ)		
	老人扶養控除	70歳以上(昭和28年1月1日以前に生まれた方)		
同居老親等扶養控除	老人扶養のうち、本人又は配偶者の直系尊属で、本人又は配偶者との同居を常況としている方			
控除額	33万円	45万円	38万円	45万円
雑 損 控 除	本人又は本人と生計を一にする総所得金額等が48万円以下の配偶者その他親族が有する資産について、前年中に災害又は盗難若しくは横領により損失を受けた場合や、災害等に関連してやむを得ない支出をした場合。 <b>【控除額】</b> 次の①と②のいずれか多い方の金額 ①差引損失額－総所得金額等×10%    ②災害関連支出額－保険金等の補填金額－5万円 ※差引損失額＝損害金額＋災害関連支出－補填金額 (注) 災害関連支出とは、災害等に関連して住宅家財等の取壊し又は除去などに支出したやむを得ない費用をいいます。			
医 療 費 控 除	前年中に本人又は本人と生計を一にする配偶者やその他の親族に係る医療費等を支払った場合。 <b>【控除額】</b> 医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%とのいずれか少ない方の金額)(限度額200万円) ※セルフメディケーション税制の概要を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)			
基 礎 控 除	本人の合計所得金額により、下記表にあてはまる控除額。			
	本人の合計所得金額	控除額		
	2,400万円以下	430,000円		
	2,400万円超 2,450万円以下	290,000円		
	2,450万円超 2,500万円以下	150,000円		
	2,500万円超	0円		